

漏水による使用水量の認定基準要綱

漏水による料金軽減基準要綱（昭和48年12月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、高知市給水条例施行規程（昭和33年水道局規程第1号）第27条の規定に基づき、漏水による使用水量の認定（以下「減量認定」という。）の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 減量認定は、メーターから給水栓までの給水装置及び受水タンク以下の装置（以下「給水装置等」という。）において生じた漏水で、客観的に発見が困難であると判断される状態の漏水（ただし、指定給水装置工事事業者等の工事を原因とする漏水については、当該工事の完了後1年間は対象としない。）（以下「対象漏水」という。）を対象とする。

（水量の推定）

第3条 対象漏水により使用水量が不明の場合は、当該対象漏水を生じた給水装置等に設置しているメーターにより計量された前回及び前々回の使用水量又は前年同期の使用水量を勘案して1月分の推定使用水量を算定する。ただし、これにより難しい場合は、当該給水装置等の修理の完了後の実績等により算定するものとする。

2 前項のメーターにより実際に計量された使用水量から、当該計量の期間に応じた推定使用水量を減じることにより1月分の推定漏水量を算定する。

（計算方法）

第4条 減量認定の計算方法は、次の各号による。

(1) 床下、コンクリート床、壁の中、ふたのある下水溝立ち上がり下等、浸透性土壌等に流水している対象漏水で、客観的に発見が困難であると判断される状態の場合は、推定使用水量を1月分の使用水量とする。

(2) ボールタップその他の給水装置等に起因する対象漏水など、前号に定めるもの以外の場合は、推定使用水量に推定漏水量の2分の1を加算したものを1月分の使用水量とする。ただし、上限を推定使用水量の3倍とする。

(3) 前2号により難しい特別の理由がある場合は、個別の事情を勘案して使用水量を認定する。

（端数計算）

第5条 この要綱によって算出する水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（報告）

第6条 水道の利用者は、減量認定を受けようとするときは、対象漏水を生じた給水装置等の修理の完了後、漏水修理完了報告書（修理完了証明書）（以下「報告書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 報告書は、前項の修理の完了日から1年以内に提出しなければならない。

（通知）

第7条 管理者は、報告書を受領した場合は、修理の完了日を含む期間の水道料金又はその直前の期間の水道料金の基礎となる使用水量について、第4条の規定に基づき減量認定し、漏水による使用水量の認定通知書を水道の利用者に送付する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、減量認定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に完了した修理に係る減量認定は、施行日前1年以内に修理が完了し、かつ、当該修理の完了日から1年以内に報告書が提出されたものに限る。
- 3 前項の規定により提出された報告書は、この要綱による改正後の要綱の基準に基づき減量認定を行う。
- 4 施行日以後にこの要綱による改正前の要綱の様式により提出された水道料金等減額申請書は、この要綱による改正後の要綱の様式により提出された漏水修理完了報告書とみなす。